

## 10 計画変更等の手続【規則第14条、第15条】

### (1) 変更届の場合【規則第14条第1項第1号～第3号】

標識設置届を提出後、工事完了時までの間、建築物としての同一性が失われない範囲で以下に該当する項目を変更した場合は、変更届を提出してください。

次の変更以外は、新たに標識の設置から手続をやり直すことが原則ですので、計画の変更がある場合は事前に情報相談課へご相談ください。

ア 敷地面積又は建築物の建築面積、延べ面積もしくは高さの変更であって、かつ、周辺の住環境が改善されるもの又は周辺の住環境に及ぼす影響が少ないもの

(ア) 周辺の住環境が改善されるもの

例：建築物の規模縮小・外壁の後退（日影の影響が軽減されるもの）

(イ) 周辺の住環境に及ぼす影響が少ないもの

例：建築確認申請に伴う面積の精査による面積・高さの増加（建築物の形状の変更がないもの）

イ 建築主、設計者、工事施工者、解体工事発注者又は解体工事施工者の氏名又は住所の変更

### (2) 近隣住民等への変更の説明【規則第14条第2項】

変更届は、あらかじめ説明を行った近隣住民等に対して変更事項について説明した後に提出してください。ただし、変更により周辺の住環境が改善されるもの又は周辺の住環境への影響がないものについては、説明が不要となることがあります。

### (3) 変更届の提出（1部）【規則第14条第1項】

ア 変更届（第5号様式）

イ 添付図書

(ア) 変更した標識の写真

(イ) 変更後の図書（提出した図書に変更がある場合）

### (4) 計画の大幅な変更により手続を中止する場合【規則第15条】

標識設置届又は近隣説明等報告書を提出した後に、当該届出書又は報告書を取り下げ又は建築計画を取りやめようとするときは、取下届/建築取りやめ届を提出した後、建築計画中止のお知らせの標識（第7号様式）を相当な期間（7日～10日程度）設置してください。

ア 取下届/建築取りやめ届（第6号様式）の提出（1部）

イ 建築計画中止のお知らせの標識（第7号様式）の設置

取下届/建築取りやめ届の提出後に標識を設置し、写真提出により報告してください。

